

○羽島市水道事業給水条例

昭和35年3月22日

条例第1号

改正 昭和36年3月23日条例第11号

昭和45年9月25日条例第19号

昭和45年12月21日条例第23号

昭和46年1月27日条例第3号

昭和47年3月24日条例第11号

昭和50年11月1日条例第32号

昭和51年9月29日条例第36号

昭和52年7月1日条例第16号

昭和55年3月29日条例第11号

平成元年3月27日条例第15号

平成9年3月27日条例第15号

平成10年3月26日条例第7号

平成12年3月28日条例第25号

平成14年12月24日条例第39号

平成17年1月27日条例第4号

平成17年12月28日条例第42号

平成24年3月23日条例第16号

平成25年12月25日条例第53号

平成30年9月21日条例第38号

令和元年7月1日条例第31号

令和元年9月25日条例第41号

令和元年12月20日条例第42号

令和4年6月28日条例第20号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 給水装置等の工事及び費用（第9条—第16条）

第3章 給水（第17条—第23条）

第4章 料金、手数料及び分担金（第24条—第34条）

第5章 取締り（第35条—第40条）

第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）

第7章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、羽島市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 本市水道事業の給水区域は羽島市内一円とする。ただし、配水管の布設していないところ又は工事に支障があると認めるときは給水しないことがある。

2 配水管を布設していないところであっても、給水を受けようとする者が工事に要する経費を負担するときは、前項ただし書の規定にかかわらず、給水を行うことができる。

（用語の定義）

第3条 この条例の用語は、次の定義による。

（1）給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（2）バルブ 水道メーター（以下「メーター」という。）を複数設置した場合における水を制御するために開閉する総括弁をいう。

（3）給水の中止 止水栓による給水管の遮断をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

（1）専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの

（2）共同給水装置 2戸若しくは2か所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの

（3）消火栓 私設又は公設とし消防用に使用するもの

（給水装置の所有者の代理人）

第5条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は水道事業の管理者の権限を行う者（以下「市長」という。）において必要があると認めるときは、給水装置の

所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(総代理人の選定)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、総代理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水管を使用するとき。
- (2) 共用の給水装置を使用するとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の総代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(同居人等の行為に対する責任)

第7条 給水装置の使用人は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第8条 給水装置の使用人若しくは所有者(以下「保管者」という。)又は総代理人は、水が汚染されることのないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出がなくても市長がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。
- 3 前2項の修繕に要した費用は、保管者又は総代理人の負担とする。ただし、市長の認定によってこれを徴収しないことができる。
- 4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、保管者又は総代理人の責任とする。

第2章 給水装置等の工事及び費用

(構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準及び市長が別に定めるところによる。

- 2 市長は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めたときは、給水を拒むことができる。

(工事の申込み)

第10条 給水装置の新設及び増設、改造、変更及び撤去工事(以下「工事」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(工事の施行)

第11条 工事は、市長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、竣工後直ちに市長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。

(工事の費用負担)

第12条 給水装置の工事費は、工事申込者の負担とする。

2 市長において施行する給水装置の工事費は、その概算額を前納しなければならない。ただし、市長が認めたものは、この限りでない。

3 前項に規定する前納の概算額は、竣工後、これを精算し過不足があるときは、これを還付又は追徴する。

第13条 第2条第2項の規定による給水を受けようとする者が負担する額は、工事に要する経費の範囲内で市長が定める。

2 前項の負担金は、前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

(工事費の算出方法)

第14条 市が施行する給水工事の費用は、次の合計額とする。

(1) 設計費

(2) 材料費

(3) 運搬費

(4) 労力費

(5) 路面復旧費

(6) 工事監督費

(7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算するものとし、工事費の算出に関し必要な事項は市長が定める。

(給水装置等の所有権)

第15条 給水装置の所有権は、工事費の完納により申込者に帰属する。ただし、メーター及び公道内の給水装置は、市有とする。

2 公道内及び配水管への取付口からメーターまで（以下「公道等」という。）の給水装置は、市において維持管理をなし、その費用を負担する。ただし、公道等にバルブが設置されているときは、バルブ以降の給水装置は保管者が維持管理及び費用負担するものとする。

3 前項の場合において、保管者が故意又は不注意により公道等の給水装置を破損したときは、市長は、破損させた者に費用等を負担させることがある。

4 第2条第2項に規定する経費を負担したものに係る配水管は、市有とする。

(給水装置の変更)

第16条 配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者の同意がなくても市が施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上、その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(メーターの位置)

第18条 給水量は、メーターによって計算する。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターの位置は市が定める。

(メーターの設置及び管理)

第19条 メーターは市が設置し、保管者に貸与し保管させるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項に規定する管理義務を怠ったことにより、メーターを紛失し、又は損傷した場合は、保管者がその損害額を弁償するものとする。

(届出)

第20条 保管者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始又は中止するとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。
- (3) 消火演習に使用するとき。
- (4) 臨時用に使用するとき。

第21条 保管者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引き続いて使用するとき。
- (2) 給水装置の用途に変更があったとき。
- (3) 総代人に変更があったとき、又は住所に変更があったとき。
- (4) 給水装置の所有権の変更があったとき。
- (5) 消火に使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を演習用に使用するときは、市の立会いを要する。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 給水装置の機能又は水質について、保管者から検査の請求があったときは、市がこれを行い、検査の結果を使用者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、手数料及び分担金

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置使用者又は総代人から徴収する。

2 共用給水装置の料金は、総代人及び各使用者が連帯して、その納付義務を負担するものとする。

(料金)

第25条 料金は、別表第1の区分により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

(料金の算定)

第26条 料金は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、市長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分及びその前月分として算定する。

2 前項の規定により算定した使用水量は各月均衡とみなす。ただし、1月分の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を最初の月分の使用水量に加算する。

3 市長が、必要と認めたときは、随時にメーターの点検を行い、料金を算定することができる。

(水量の認定)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定し、又はその用途の適用を定める。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に使用するとき。

(3) その他使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始又は中止したときの料金は、1月分として算定する。ただし、給水期間が15日未満かつ使用水量が5立方メートルに満たないときは、基本料金の2分の1とする。

(料金の前納)

第29条 随時に給水を行うときその他市長が必要と認めるときは、給水装置の使用の申込みの際当該料金の概算額を前納させることができる。

2 前項の料金は、使用中止の届出があったとき精算し、過不足があるときは、還付又は追徴する。

(用途その他の認定)

第30条 用途その他、算定基準の届出が事実と相違するときは、市長がこれを認定する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、市長が必要であると認めたときは、毎月又は随時に徴収することができる。

(手数料)

第32条 手数料は、次の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、市長が特に認めたときは申込み又は申請後によることができる。

(1) 工事設計手数料

ア 設計金額100,000円未満 1件につき 500円

イ 設計金額100,000円以上 1件につき 1,000円

(2) 工事材料検査手数料 1回につき 500円

(3) 工事竣工検査手数料 1回につき 500円

(4) 開栓手数料（給水中止後再開の場合） 1件につき 500円

(5) 法第16条の2第1項の指定（給水装置工事事業者指定）の手数料 1件につき 14,000円

(6) 法第25条の3の2第1項の更新（給水装置工事事業者指定の更新）の手数料 1件につき 14,000円

2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

（分担金）

第33条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額に100分の110を乗じて得た額の分担金を納付しなければならない。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 給水装置の新設をしようとする者 別表第2に掲げるメーターの口径に応じた額

(2) メーターの口径変更（メーターの口径を増すものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする者 口径変更後のメーターの口径に対応する分担金の額から変更前のメーターの口径に対応する分担金の額を控除した額

2 分担金は、申込みの際に徴収する。ただし、市長が特に認めたときは申込み後に行うことができる。

3 臨時給水の場合における分担金は徴収しない。

4 申込みから1年以上給水装置を設置せず又は口径変更が完了していない場合は、既納の分担金を還付しない。

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第34条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 取締り

(検査等及び費用負担)

第35条 市長は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、適当な措置をさせ又は自らこれを行うことができる。

2 前項に要する費用は、処置を命ぜられた者又はその必要を生ぜしめた者の負担とする。

(停水処分及び過料)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、2,000円以下の過料を科しその理由が継続する間、給水を停止し損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) みだりに給水装置を新設、増設又は変更、撤去若しくは使用したとき。
- (2) 給水の休止又は停止中みだりに開栓したとき。
- (3) メーターの作用に妨害を加えたとき。
- (4) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (5) 正当な理由なしに係員の職務の執行を拒み、又は妨害したとき。
- (6) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規定に違反したとき。

(停水処分)

第37条 市長は、この条例により納付すべき料金、手数料及び工事費を期限内に納入しないときは、完納するまで、給水を停止することができる。

(料金を免れた者に対する過料)

第38条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

(給水管の切断)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合管理上必要があると認めるときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明でかつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込がないと認めるとき。

(罰則)

第40条 この条例に違反し、みだりに配水管より給水の設置を設けて給水する行為

をなした者は、10万円以下の罰金に処する。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第41条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(規則、規程への委任)

第43条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和35年4月1日より施行する。

附 則 (昭和36年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則 (昭和45年条例第19号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第23号)

この条例は、昭和45年12月25日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第3号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第11号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の料金改正規定は、昭和50年12月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和51年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年11月分として徴収する料金から適用する。

附 則（昭和52年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定による料金は、昭和55年4月分として徴収する料金から適用する。

附 則（平成元年3月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の羽島市上水道事業給水条例の規定は、平成元年5月1日以降確定する料金から適用する。

附 則（平成9年3月27日条例第15号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（附則第3項において「施行日」という。）から施行する。

（羽島市上水道事業給水条例の一部改正に係る経過措置）

2 この条例による改正後の羽島市上水道事業給水条例第25条の規定は、平成9年5月1日以降確定する料金について適用し、同日前に確定した料金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日条例第7号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第25号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月24日条例第39号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月27日条例第4号）

この条例は、平成17年4月1日から施行し、平成17年7月から徴収する料金から適用する。

附 則（平成17年12月28日条例第42号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第16号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第53号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の羽島市上水道事業給水条例第25条の改正規定及び羽島市簡易水道給水条例第19条第1項の改正規定（「100分の105」を「100分の108」に改める部分に限る。）にかかわらず、施行日前から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、歴に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成30年9月21日条例第38号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日より施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例による改正後の羽島市上水道事業給水条例（以下「改正後上水道条例」という。）第25条及び第28条の規定は、平成31年4月分以後の分として徴収する給水料金について適用し、同年3月分以前の分として徴収する給水料金については、なお従前の例による。
 - 3 改正後上水道条例第32条第1項及び第33条第1項の規定は、平成31年4月1日以後の工事申込みに係る手数料及び分担金について適用し、同日前の工事申込

みに係る手数料及び分担金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の羽島市上水道事業給水条例第25条の規定及び改正後の羽島市簡易水道給水条例第19条第1項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年9月25日条例第41号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第42号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（羽島市簡易水道給水条例の廃止等に伴う経過措置）
- 7 この条例の施行日の前日までに、第6条の規定による廃止前の羽島市簡易水道給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第13条の規定による改正後の羽島市水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年6月28日条例第20号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の羽島市水道事業給水条例第25条の規定は、令和5年1月分として徴収する水道料金から適用し、令和4年12月以前の分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

別表第1（第25条関係）

給水料金（1戸又は1か所における1か月の料金）

種別	基本料金		超過料金	
	水量	料金	水量	料金
一般用	10立方メートルまで	860円	1立方メートルにつき	95円
臨時用	1立方メートルにつき190円			

備考 金額には消費税及び地方消費税を含まない。

別表第2（第33条関係）

分担金（1戸又は1か所における金額）

メーターの口径	金額
13ミリメートル	51,000円
20ミリメートル	116,000円
25ミリメートル	181,000円
30ミリメートル	296,000円
40ミリメートル	580,000円
50ミリメートル	870,000円
75ミリメートル	2,020,000円
100ミリメートル	3,760,000円

備考 金額には消費税及び地方消費税を含まない。